

第三回臨時会

七月二十九日開催

可決した議案

◎工事請負契約の変更について
（市営住宅建築工事（稲穂C棟））
（原案可決）

市営住宅稲穂団地C棟の建設工事において、支持基盤が想定より部分的に深かったため、基礎を補強するなどの杭工事等が増加し、工事費用の増額が生じることから、工事請負契約の変更が必要となったものです。

可決した補正予算

◎平成二十八年度深川市一般会計補正予算（第二号・第四号）
（原案可決）

このため、契約変更については、六百五十四万四千八百円を増額し、工事を受注している株式会社樋口組と七月二十日に仮契約を締結したものです。

第四回臨時会

八月十六日開催

可決した問責決議

◎深川市議会議員佐々木一夫君に対する問責決議について
（議員提案）
（原案可決）

議員七人から佐々木議員に対して、問責決議案が提出されたものです。（以下、決議文全文）
佐々木一夫議員は、自身の文責による市議会報告第五号の記載の中で、「この討論において私の発言に議会に於いては不適切な部分ありとして、他の議員からチェックを受け、発言削除に応じています、自らの不明として併せて報告しますが、」と他の議員から発言削除させられたと受けとめざるを得ない表現で、市民に誤解を招く内容の文書を配布した。

可決した補正予算

◎平成二十八年度深川市一般会計補正予算（第五号）
（原案可決）

七月二十九日に開会された第三回市議会臨時会におけるクラーク記念国際高等学校甲子園出場に対する三百万円の補助金支出にかかる佐々木議員の反対討論において、不適切な内容があったため取り消しを求めたのは佐々木議員自身であり、その発言取消しの申し出に対し、議会は許可したものである。
言うまでもなく、議員の発言自由の原則や少数意見の尊重は、深川市議会においても歴代議員の不断の取り組みによって現在も培われており、それゆえに、議場での議員の発言は重い責任を持って行わなければならない。
一方、佐々木議員の「自らの不明として」との記載のとおり、これまでの議員活動の中で、円滑かつ民主的な議会運営を逸脱する行為もたび重なるものがある。
よって、佐々木議員に対し、自身の発言責任について強く反省を求め、問責するものである。

アボツフォード市公式訪問団が来局

姉妹都市カナダ・アボツフォード市公式訪問団の皆さんが、9月1日に市議会を表敬訪問され、正副議長と歓談した後、議場を見学されました。



お知らせ

- 第4回定例会は、12月7日に開催する予定です。
- 冬期間の議場は寒くなりますので、傍聴の際は暖かい服装でお越しください。
- 市のホームページには、議会事務局のサイトがあり、会議録の検索や議会だよりなどを掲載しています。市民の皆さんに、より身近な市議会となるよう、今後もさまざまな情報を掲載していきますので、ごらんください。

○議会事務局ホームページ <http://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/gikai/index.html>